

令和8年度 P T A 総会資料

令和8年4月24日(金)

人吉西小学校体育館

※進行：(永田書記)

- 1 出席確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (永田書記)
- 2 開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (池之上副会長)
- 3 会長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (大塚会長)
- 4 校長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (小柿校長)
- 5 感謝状贈呈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (大塚会長)
- 6 議長選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (永田書記)
- 7 議 事
 - (1) 第1号議案 令和7年度事業報告・・・・・・・・ (村山副会長)
 - (2) 第2号議案 令和7年度会計報告及び監査報告
 - ア P T A 一般会計決算報告・・・・・・・・ (和田会計)
 - イ 教育振興費会計決算報告・・・・・・・・ (中村学校事務)
 - ウ 会計監査報告・・・・・・・・・・・・ (高木監査)
 - (3) 第3号議案 令和8年度努力目標及び事業計画案・・・・ (大塚会長)
 - (4) 第4号議案 令和8年度P T A 一般会計予算案・・・・ (大塚会長)
 - (5) 人吉西小学校P T A 規約の改訂について・・・・ (大塚会長)
- 8 議長解任
- 9 新旧役員紹介及びあいさつ・・・・・・・・ (永田書記)
- 10 新会員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・ (永田書記)
- 11 職員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・ (古賀教頭)
- 12 連絡等
 - ① L I N E スクール連絡帳について・・・・ (古賀教頭)
 - ② 日本スポーツ振興センター、県P T A 共済について・・・・ (古賀教頭)
 - ③ 自転車利用中の事故に対する賠償補償について・・・・ (古賀教頭)
 - ④ 学校の留守番電話について・・・・・・・・ (古賀教頭)
 - ⑤ 学校納入金について・・・・・・・・ (中村事務主幹)
 - ⑥ きじ馬子ども応援券、バザー会計報告・・・・・・・・ (福浦家庭教育部)
 - ⑦ Y0-N-DEの会(読み聞かせ)のお知らせ・・・・ (池之上副会長)
 - ⑧ おやじの会の募集について・・・・・・・・ (村山副会長)
 - ⑨ S N S の利用について・・・・・・・・ (大塚会長)
 - ⑩ 人吉西小「よい子のきまり」について・・・・ (生徒指導担当)
 - ⑪ いじめ防止基本方針について・・・・ (生徒指導担当)
 - ⑫ わくわくサポーター募集について・・・・ (古賀教頭)
- 13 閉 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (中村副会長)

人吉西小学校 P T A

令和7年度（旧役員）、令和8年度（新役員）

*太線枠：役員選考委員会候補者を選出

令和7年度			令和8年度	
役職名	氏名	備考	氏名	備考
会長	村山 靖典	城本町	大塚 浩次	合ノ原町
副会長	中村 史尚	下城本町	中村 史尚	下城本町
〃（市P担当）	大塚 浩次	合ノ原町	村山 靖典	城本町
〃	池之上 未由季	上青井町	池之上 未由季	上青井町
〃				
書記	永田 一起	瓦屋町	永田 一起	瓦屋町
	永塘 昭弘	学校職員	木下 晃司	学校職員
会計	和田 千鶴	瓦屋町	和田 千鶴	瓦屋町
〃	中村 美代子	学校職員	中村 美代子	学校職員
地区委員長	薦山 幸久	下城本町	薦山 幸久	下城本町
安全委員長	福田 英司	瓦屋町	福田 英司	瓦屋町
環境委員長	平野 涉	瓦屋町	平野 涉	瓦屋町
保健体育委員長	中間 政人	瓦屋町	中間 政人	瓦屋町
広報委員長	永野 新悟	城本町	境目 啓二	城本町
家庭教育部長	才新 美香	瓦屋町	福浦 智美	瓦屋町
家庭教育副部長	福浦 智美	瓦屋町	中村 理恵	瓦屋町
第1学年委員長	山本 一樹	瓦屋町	浜島 捷宏	瓦屋町
第2学年委員長	椎葉 博紀	瓦屋町	小林 諭	瓦屋町
第3学年委員長	中嶽 修平	中青井町	中村 高志	瓦屋町
第4学年委員長	橋本 恵里子	瓦屋町	中嶽 修平	中青井町
第5学年委員長	吉村 俊浩	下青井町	横山 隆治	駒井田町
第6学年委員長	高木 享	鶴田町	吉村 俊浩	青井町
監査委員	迫田 敏史	瓦屋町	高木 恵美	下城本町
〃	高木 恵美	下城本町	椎葉 博紀	瓦屋町
〃	永塘 昭弘	学校職員	木下 晃司	学校職員
顧問	小柿 勇	学校職員	小柿 勇	学校職員
顧問	尾方 秀臣	学校職員	古賀 桂史	学校職員



PTA会長 大塚 浩次

日頃よりPTA活動へ温かいご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年度よりPTA会長を務めさせていただくことになりました、大塚浩次と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

本年度、本校は151周年のスタートを迎えます。この長い歴史と伝統は、先生方、保護者の皆様、地域の皆様の温かい支えによって築かれてきたものです。

これまで本校を支えてこられた多くの方々に感謝すると共に、その思いを大切に受け継いでいきたいと考えております。

子ども達が安心して学び、健やかに成長していくためには、学校・家庭・地域がそれぞれに連携し、支えあっていくことが大切です。PTAもその一員として、子ども達のより良い学校生活のために、皆様と協力しながら活動してまいります。

また、PTA活動は決して大規模で華美なものを追い求めるものではありません。

私たちが掲げる基本は『**出来る時に、出来るしこ**』です。自分に出来る形で、無理なく参加し、お互いに気持ちよく関われるものであることが大切だと考えております。**人吉西の名にかけて**、先人の皆様が築いてこられた伝統と誇りを大切にしながら、子ども達の未来に繋がるPTA活動を進めてまいります。そして、皆様が無理なく参加し、気持ちよく関わることのできる、温かく実りある活動を目指してまいります。151周年の新たな歩みが、子ども達の笑顔あふれる一年となりますよう、皆

小学校学習指導要領
「生きる力」の育成

熊本県教育大綱基本理念
夢を実現し、未来を創る
熊本の人づくり

人吉市教育理念
「将来の夢や希望に向かって自らの可能性を高め、人として生きる力を育み、心身ともに健康で豊かな人生を送ることができる人づくり」
努力目標：知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進

令和8年度
重点的に取り組む資質・能力
●思いやる力 ●地域を愛する力
●自ら学ぶ力 ●コミュニケーション能力
●体力 ●自己管理能力

児童数209 教職員数 22 (R8.5.1現在)

学校教育目標

夢や目標に向かって 自ら学び続け 未来を切り拓いていく児童の育成
～ 「勇(優)気・やる気・元気」を持って ～

誠実・友愛(よりゆたかに)
★思いやる力 ★地域を愛する力

勉学(よいかしこく)
★自ら学ぶ力 ★コミュニケーション能力

健康(よりたくましく)
★体力 ★自己管理能力

人吉西小の学び

誠実・友愛
(よりゆたかに)
勇(優)気

思いやる力・
地域を愛する力

勉学
(よいかしこく)
やる気

自ら学ぶ力・
コミュニケーション能力

健康
(よりたくましく)
元気

体力・
自己管理能力

目指す子どもの姿
自分も友達も大切にし、
まわりに感謝できる子

目指す子どもの姿
よく聞き、きちんと話し、
進んで学ぶ子

目指す子どもの姿
規則正しい生活を心がけ、
外で元気になかよく遊ぶ子
仲間と協力し、最後までやり遂げる子

【具体的な取組】

- ♥ 「5つの合い言葉」を通して、進んで挨拶をすることや思いやりを持つことの大切さを学ばせます。
- ♥ 「151年目への感謝」を実感し、今の自分があることへの感謝の気持ちを育みます。
- ♥ 年間9回の鳥ヶ丘アンケートを実施し子どもを見つめ、いじめ等の変化を見逃しません。
- ♥ 子どものよさを見つめ道徳教育の充実を図ります。
- ♥ 熊本地震関連教材「つなぐ」や道徳郷土資料「熊本の心」を授業や親子読書等で積極的に活用します。
- ♥ 地域の方(高齢者の方、高校生、地域の各施設の方)との交流を大切にし、地域のよさを学び、地域の方と共に子どもたちを育てます。
- ♥ フラワー活動やクリーン作戦、キャップ集め等の環境を大切にする体験活動に取り組みます。
- ♥ 縦割り班活動や交流学習を通して、学級以外の交流を進めます。

【具体的な取組】

- ◎ 本県が推進する「熊本の学び」を中心に据え、校内研究を通して、自ら学び続ける子どもを育成します。
- ◎ イチョウの葉をモチーフとした「人吉西小の学びのキャラクター」である「ナゼッタ」「フムフム」「ピッカリン」を授業で活用し、児童の学習意欲を高めます。
- ◎ 学習の中で、ペア学習やグループ学習を取り入れ、相手の考えを聞き、自分の考えを伝える機会を大切にします。
- ◎ 学力充実の時間(金曜の放課後20分)の有効活用や個に応じた指導を推進します。
- ◎ PTA読書おすすめ100選を行い、読書の好きな子どもを育てます。読書目標(1～3年100冊、4年70冊、5年60冊、6年50冊)
- ◎ 家庭連携を充実し、(学年×10分)+10分の家庭学習と音読を習慣化します。
- ◎ 子どもたちの個別最適な学びを支援するために、児童のICT活用を積極的に活用します。

【具体的な取組】

- ◎ 昼休みでの外遊びの積極的な推進を行います。
- ◎ 体育学習や全校体育等を通して体を動かす楽しさを感じさせます。
- ◎ 給食の残食ゼロを目指します。
- ◎ 生き生き生活大作戦(年3回)、で生活のリズム(早寝、早起き、朝ごはん)等を整えます。
- ◎ 避難訓練や防災教室、交通教室等の機会を通して命の大切を学ばせます。
- ◎ 桜坂、竹坂、杉坂を毎日登下校する児童の安全見守りを学校と地域で行い、健康づくりにつなげます。
- ◎ 全国体力・運動能力調査の結果において、「運動することが好き」と回答できる児童を増やします。
- ◎ 全教育活動を通じて、児童の体力向上を目指します。
- ◎ 人吉市「ネットトラブルからこどもを守る宣言」をPTAと一体となって推進します。

人吉西小学校「5つの合い言葉」 鳥ヶ丘「とりがおか」

あいさつ

勉強

そうじ

思いやり

感謝

人吉西小職員の「チームワーク」「フットワーク」「ネットワーク」と相談体制の充実

学校の教育課程を支える基盤(5者及び関係組織)

人吉市教育委員会、保護者(PTA活動)、人吉西小学校運営協議会、YO-N-DEの会、おやじの会、地域学校協働活動本部事業、球磨工業高等学校、等

感謝状贈呈対象者

本会の会長1年、五役として2年、本部役員として3年、会の運営活動に貢献した会員については本会を去る時点で感謝状を贈る。（慶弔規定）

対象者名	経 歴
才新 美香	令和 5年度 ～ 7年度 家庭教育部長
迫田 敏史	令和 4年度 第3学年委員長 令和 5年度 第4学年委員長 令和 6年度 ～ 7年度 監査委員

第1号議案

令和7年度 人吉西小学校 PTA 事業報告（専門委員会、部会）

月	本部役員会・市P連等	地区委員会	安全委員会	環境委員会	広報委員会	保健体育委員会	家庭教育部
4	五役会①(18) 総会・歓送迎会(19) 全役員会(30)	緊急連絡網作成 全役員会(30)	全役員会(30) 委員会	全役員会(30)	全役員会(30)	全役員会(30)	きじうまスタンプ 子供応援券回収 全役員会(30)
5	五役会②(28) 運動会準備(24) 運動会(25)	地区委員 運動会準備(24) 運動会(25)	子供見守り活動 ～12月 運動会準備(24) 運動会(25) ・駐車場整理	委員会(8) 親子美化作業(18) ※雨天のため20日 運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)
6	市P総会(6)	地区懇談会 青井・駒井田(2) 下城本、瓦屋、鶴 田(5) 合ノ原、城本(13)				委員会(9)	懇親会(27)
7	本部役員会②(9)		こども110番 の家の確認		さかみち発行(18)		
8	五役会③(28)		2学期始め交通 指導				
9	PTAスポレク大会・ 懇親会(7) 通学合宿(12～14)			委員会(18)		PTAスポレク大 会・懇親会(7)	
10	五役会④(6) 熊本の学び発表会(16) 九P福岡大会(18～19)			美化作業(5)			熊本の学び発表会 協力(16)
11	県P天草大会(8) 創立150周年記念式 典(15) 五役会⑤(27)		委員会(4) 記念式典駐車場 係(15) 地域学校安全指 導員活動				
12	本部役員会③(6) イルミネーションの飾 り付け(14) 学習発表会・バザー (20)				学習発表会(20) さかみち発行(24)		PTAバザー(20)
1	五役会⑥(13) 市Pウォークラリー (17) 持久走大会(22)		3学期始め交通 指導		持久走大会(22)	持久走大会協力(22)	
2	おすすめ100選表彰 式(20)			委員会(19)			エプロン補習・ 給食試食(26)
3	本部役員会④(7) 新旧五役会(9) 会計・監査	新旧委員会(5)	委員会(3)	美化作業(1)窓拭き	さかみち発行(19)		

※その他、五役および専門委員会・部ごとに、各学期の挨拶運動

令和7年度 人吉西小学校 PTA 事業報告 (学年委員会他)

月	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	YO-N-DE の会	おやじの会
4	入学式(11) 全役員会(30)	全役員会(30)	全役員会(30)	全役員会(30)	全役員会(30)	全役員会(30)		
5	運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)	運動会準備(24) 運動会(25)	総会	除草作業(24)
6	授業参観・懇談 会・親子給食 (27)	授業参観・懇談 会(27)	授業参観・懇談 会(27)	委員会(24) 授業参観・懇談 会(27)	授業参観・懇談会 (27)	授業参観・懇談会 (27)	読み聞かせ(13)	
7		学年行事(27)レ クリエーショ ン・懇親会				学年行事(19)親子 デーキャンプ	読み聞かせ(11)	
8								
9	学年行事(21)職 場体験・バーベ キュー親子懇親 会			学年行事(13)ピ ザ作り				
10					委員会(17)		読み聞かせ(17)	
11	懇談会(28)	懇談会(28)	学年行事(30)モ リスボ体験 懇談会(28)	懇談会(28)	懇談会(28)	懇談会(28)	読み聞かせ(14)	
12	学習発表会(20)	学習発表会(20)	学習発表会(20)	学習発表会(20)	餅つき準備(6)餅 つき(7) 学習発表会(20)	門松作り(7) 学習発表会(20)	読み聞かせ(12)	イルミネーショ ンの飾り付け・ 懇親会(14)
1							読み聞かせ(16)	
2	授業参観・懇談 会(26)	授業参観・懇談 会(26)	授業参観・懇談 会(26)	授業参観・懇談 会(26)	授業参観・懇談会 (26)	委員会 授業参観・懇談会・ 親子給食(26)	読み聞かせ(13)	
3						卒業を祝う会(28)		

令和7年度PTA会計決算書

1 収入の部

項目	予算額	収入額	増減	備考
会費	662,400	648,881	△ 13,519	3,450円×PTA会員数+転出入
保険料	28,800	28,200	△ 600	PTA安互保険掛金
繰越金	480,449	480,449	0	
雑収入	351	1,150	799	利息
計	1,172,000	1,158,680	△ 13,320	

2 支出の部

項目	予算額	支出額	残額	内容
学年活動費	85,000	85,000	0	10,000円×4学年+20,000円(5年生)+25,000(6年)
委員会費	85,000	70,000	15,000	10,000円×4委員会+15,000×2委員会
研修補助費	200,000	120,450	79,550	県P大会参加費13,400円 九P大会参加費94,050円、本部役員研修補助13,000円
新聞発行費	40,000	0	40,000	
環境整備費	30,000	16,190	13,810	美化作業時混合油5,266円 美化作業時お茶代10,924円
負担金	180,000	138,432	41,568	市P連負担金720円×188名+振込手数料660円、PTA団体賠償責任保険10円×226名+振込手数料152円
記念品代	65,000	53,300	11,700	1,300円×6年生児童数(41名)
重点推進費	87,000	0	87,000	今年度は150周年記念事業より図書寄贈があったため支出なし
消耗品費	40,000	14,729	25,271	PTA資料用コピー用紙計7,348円、PTA活動記録ファイル592円、表彰額933円、封筒1,190円、イルミネーション設置時タイラップ1,426円、ブルーシート3,240円
通信費	5,000	0	5,000	
慶弔費	15,000	0	15,000	
渉外費	120,000	66,748	53,252	市P連関係研修会・座談会補助36,000円、来客用お茶1,512円、四校交流会補助22,000円、もりスポーツ体験会講師謝礼1,000円、イルミネーション借用お礼6,236円
緊急対応費	50,000	15,800	34,200	R7年8月豪雨(熊本県)被害に伴う支援金
保険料	31,000	28,200	2,800	PTA安互保険掛金150円×188名
予備費	139,000	0	139,000	
計	1,172,000	608,849	563,151	予算に対する支出残額

3 残金の部	収入合計	1,158,680円
	－)支出合計	608,849円
		549,831円

上記のとおり報告します。なお、残額は、次年度へ繰り越します。

令和8年3月30日

人吉西小学校PTA会長
人吉西小学校PTA会計
人吉西小学校PTA会計

村山 靖典
和田 千鶴
中村 美代子

監査の結果、異常を認めません。

令和8年3月30日

人吉西小学校PTA監査
人吉西小学校PTA監査

迫田 敏史
高木 恵美

令和7年度 人吉西小学校教育振興費・保険料会計報告書

1 収入の部

項目	予算額	収入額	増減	備考
教育振興費	235,040	235,118	78	児童1人あたり1,040円+転出入
保険料	216,960	216,960	0	スポーツ振興センター掛金(1人460円) P災掛金(1人500円)
繰越金	287,333	287,333	0	前年度繰越金
雑収入	67	469	402	預金利息
計	739,400	739,880	480	

2 支出の部

項目	予算額	支出額	増減	内容
教育活動費	200,000	205,251	△ 5,251	児童用歯ブラシ、スポーツテスト料、名札、通知表ファイル他学習用品等
学校行事費	30,000	25,260	4,740	運動会用品、学習発表会用品
校内美化費	40,000	61,944	△ 21,944	学級園用花苗
芸術鑑賞費	231,000	230,465	535	演劇鑑賞代 1000円×227 御礼花束
保険料	218,000	216,960	1,040	スポーツ振興センター掛金 PTA災害見舞金掛金
予備費	20,400	0	20,400	
計	739,400	739,880	△ 480	

3 残金の部

$$\begin{array}{rcl}
 \text{収入} & - & \text{支出} & = & \text{残金} \\
 739,880 \text{ 円} & - & 739,880 \text{ 円} & = & 0 \text{ 円}
 \end{array}$$

上記のとおり報告します。

令和8年3月31日

人吉西小学校長 小柿 勇

会計 中村美代子

監査の結果、異常を認めません。

令和8年3月31日

人吉西小学校PTA監査 迫田 敏史

人吉西小学校PTA監査 高木 恵美

第3号議案

人吉西小PTA努力目標（案）

子どもの幸福と健全な成長を目指し、PTAの本質をふまえながら会員相互の連携・協調を図り、下記の努力目標をかかげ、積極的な活動を推進する。

(あいさつ・言葉づかい) (思いやり・感謝) (地域・家庭・学校の連携)
「きれいな言葉」「優しく強い心」「明るい笑顔」の人吉西小！

〔本年度のPTAのテーマ〕

「ひとりひとりの想像力で、新しい西小を創造しよう！

広げよう知性！ 深めよう感性！」

～「集える西校 語れる西校 誇れる西校」～

努力目標	具体的な実践事項	担当委員会
1 会員研修の充実	1 学年PTAへの積極的参加 2 人権教育研修・特別支援教育研修の充実 3 各種PTA研修会への積極的参加	本部役員・学年委員会 各委員会 各委員会
2 家庭教育の充実	1 親子読書の推進 2 「早寝・早起き・朝ご飯」の推進 3 「ちゃれんじ・ザ・お弁当の日」による食育の推進 4 親と子のふれあいの場づくり(学年行事等) 5 授業参観・自由授業参観への積極的参加 6 学年PTA、学級PTAにおける懇談会の充実	本部役員・学年委員会 本部役員・学年委員会 本部役員・学年委員会 学年委員会 学年委員会 学年委員会
3 生徒指導の強化	1 あいさつ運動の推進 2 危険箇所の確認と安全 3 通学路の安全点検と対策 4 町内での遊びの指導 5 子どもをめぐる危険防止対策 6 交通安全に関する指導	各委員会・学年委員会 安全委員会 安全委員会 安全委員会地区委員会 安全委員会地区委員会 安全委員会
4 教育環境の充実	1 美化作業の推進 2 花いっぱい運動への協力 3 読書活動の実施(読み聞かせ、おすすめ100選) 4 体育的行事への積極的参加 5 校内環境整備への協力 6 いじめのない環境づくりへの取り組み	環境委員会 環境委員会 学年委・YO-N-DEの会 保体委員会 各委員会・おやじの会 本部役員・学年委員会
5 地域連携	1 早期の地区懇談会の実施(6月中旬) 2 会員の親睦を深める活動の推進 3 地域と連携し、健やかな子どもを育てるための環境づくり(子ども王国保安官、防犯パトロール隊、二中校区学校支援事業等) 4 6年間で一人一役運動の推進 5 地域との関わりを深めるボランティア活動の推進 6 学校ホームページなどを活用した情報の発信 7 地域で子どもを育てる体験活動等の推進(通学合宿等)	本部役員・地区委員会 学年委員会 安全委員会地区委員会 環境委員会 安全委員会 学年委員会 本部役員・学年委員会 本部役員 本部役員・地区委員会 (子ども会)

第3号議案

令和8年度 人吉西小学校PTA事業計画(案) (専門委員会、部会)

月	本部役員会・市P連等	地区委員会	安全委員会	環境委員会	広報委員会	保健体育委員会	家庭教育部
4	授業参観、懇談会 PTA総会、献送迎会 五役会 全役員会	全役員会	学年始め交通指導 全役員会	全役員会	全役員会	全役員会	全役員会
5	五役会 PTA親子美化作業 (運動会前除草) 運動会準備 運動会	委員会 運動会準備 運動会	委員会 運動会準備 運動会	運動会前除草作業 PTA親子美化作業 (運動会前除草) 運動会準備 運動会	委員会 新聞発行 運動会準備 運動会	委員会 運動会準備 運動会	きじ馬スタンプ収集 運動会準備 運動会
6	県P定期総会 市P総会 地区懇談会	地区懇談会		委員会	委員会		
7	五役会 本部役員会 四校交流会 授業参観、懇談会				委員会 新聞発行	委員会	
8	学年対抗ボレー・慰労会			委員会		学年対抗ボレー・慰労会	
9	PTA等指導者研修会 五役会 通学合宿 PTA親子美化作業	委員会	2学期始交通指導	PTA親子美化作業		委員会	
10	五役会 九P大会 (24, 25)						
11	五役会 県P大会						
12	五役会 本部役員会 市P研修会 家庭教育部バサー		110番の家のぼり旗設置状況調査		委員会 新聞発行		学習発表会での家庭教育部バサー
1	五役会 役員選考委員会		3学期始交通指導			持久走大会	
2	役員選考 五役会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	部会
3	五役会 本部役員会	新旧地区委員会 来年度役員選出		PTA美化作業(窓拭き)	委員会 新聞発行		

*その他、五役および専門委員会・部ごとに、各学期の挨拶運動

第3号議案

令和8年度 人吉西小学校 PTA 事業計画 (案) (学年委員会他)

月	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	YO-N-DE の会	おやじの会
4	入学式 授業参観・懇談 会 全役員会	授業参観・懇談 会 全役員会	授業参観・懇談 会 全役員会	授業参観・懇談 会 全役員会	入学式 授業参観・懇談 会 全役員会	入学式 授業参観・懇談 会 全役員会	会員募集	会員募集
5	運動会準備 運動会	運動会準備 運動会	運動会準備 運動会	運動会準備 運動会	運動会準備 運動会	運動会準備 運動会	総会	総会及び作業 もみのきプロジ ェクト
6							読み聞かせ	
7	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	読み聞かせ	作業及び懇親会
8								
9	学年対抗ボレ ・ 慰労会	学年対抗ボレ ・ 慰労会	学年対抗ボレ ・ 慰労会	学年対抗ボレ ・ 慰労会 通学合宿	学年対抗ボレ ・ 慰労会 通学合宿	学年対抗ボレ ・ 慰労会 通学合宿	読み聞かせ	作業(運動場清 掃)及び懇親会
10							読み聞かせ	
11							読み聞かせ	
12	学習発表会	学習発表会	学習発表会	学習発表会	餅つき 学習発表会	門松づくり 学習発表会	読み聞かせ	もみのきプロジ ェクト点灯
1	持久走大会・懇 談会	持久走大会・懇 談会	持久走大会・懇 談会	持久走大会・懇 談会	持久走大会・懇 談会	持久走大会・懇 談会	読み聞かせ	
2							読み聞かせ	作業及び懇親会
3	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会	授業参観・懇談 会卒業式 卒業を祝う会		

*各学年委等の計画は、昨年度の取組などを参考に作成。

令和8年度 人吉西小学校 P T A 会計予算書(案)

P会員	158
T会員	18
合計	176

1 収入の部

項目	前年度予算額	今年度予算額	増減	備考
会費	662,400	607,200	△ 55,200	3,450円×PTA会員数
保険料	28,800	26,400	△ 2,400	P安互掛金150円×PTA会員数
繰越金	480,449	549,831	69,382	前年度繰越金
雑収入	351	969	618	預金利息
計	1,172,000	1,184,400	12,400	

2 支出の部

項目	前年度予算額	今年度予算額	増減	備考
学年活動費	85,000	85,000	0	10,000円×4学年,20,000円(5年),25,000円(6年)
委員会費	85,000	85,000	0	10,000円×5委員会+15,000×2委員会(地区・家庭教育)+5,000円(YO-N-DEの会・おやじの会)
研修補助費	200,000	200,000	0	市・県・九P連大会参加費、研修旅費、役員研修
新聞発行費	40,000	10,000	△ 30,000	P T A新聞発行費
環境整備費	30,000	100,000	70,000	環境美化活動助成金、みどりの教室整備費含む
負担金	180,000	180,000	0	市P連負担金等
記念品代	65,000	60,000	△ 5,000	卒業記念品
重点推進費	87,000	87,000	0	おすすめ100選図書等
消耗品費	40,000	40,000	0	用紙、インク等
通信費	5,000	5,000	0	はがき、切手代
慶弔費	15,000	15,000	0	慶弔金
渉外費	120,000	120,000	0	市P役員会、4校交流会費等
緊急対応費	50,000	50,000	0	災害、感染症対策費他
保険料	31,000	31,000	0	150円×PTA会員数、振込手数料
予備費	139,000	116,400	△ 22,600	
計	1,172,000	1,184,400	12,400	

以上のとおり提案いたします。

令和8年4月24日

人吉西小学校 P T A 会長 大塚 浩次

人吉西小学校PTA規約

(名 称)

第1条 本会を「人吉西小学校PTA」といい、事務所を人吉西小学校内におきます。

(目 的)

第2条 本会は、人吉西小学校（以下「本校」という。）に在籍する児童の父母または、これにかわる者（以下「保護者」という。）と本校に勤務する職員が、本校の教育に共同の責任を持ち、お互いに協力してすべての子ども達の幸福のために努力し合い、地域社会の文化教養を高め、民主的な教育を振興するためのものです。

(方 針)

第3条 本会は、学校教育への協力団体でありますから、宗教や政党の色彩はありません。また、営利事業を目的としたり、学校の教育方針に干渉したり、学校管理の方法を指示したりするものではありません。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次のような事業をします。

- (1) 児童及びその保護者と本校に勤務する職員の福利厚生をはかる。
- (2) 教育施設の充実をはかる。
- (3) 学校教育の振興をはかる。
- (4) 地域社会の文化施設を充実整備する。
- (5) 研究会・講演会・講習会等の開催をする。
- (6) 功労者・篤志者・篤行者等の表彰をする。
- (7) 同じ目的のもとに活動する他団体との連絡協議を行う。
- (8) その他本会の目的を達成するための諸事業を行う。

(会 員)

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する職員で、本会の目的に賛同し、自由意志によって入会した者であります。

(会員の権利義務)

第6条 会員の権利と義務は全て平等です。

- (1) 会員は各役員を選挙する権利と義務があります。
- (2) 会員は全ての規定の会費を納めますが、その負担は平等です。
- (3) 会員は会の目的を達成するために総会において自由に発言し、議決する権利があります。ただし、故意に会費を納入しない者は議決権を有しません。
- (4) 会員は総会で決したいかなることにも忠実に履行する義務があります。

(役員とその選出)

第7条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 書記 若干名 (4) 会計 2名
 - (5) 各専門委員長 4名 (6) 各学年委員長 6名 (7) 家庭教育部会長・副部会長 2名 (8) 地区委員長 1名
- 2 役員は選考委員会が選考した役員候補者を全保護者の過半数の承認によって決定します。ただし、2～6年の学年委員長は、学年PTAで選出します。

(役員任期)

第8条 役員任期は1カ年とします。ただし、再任を妨げません。

(役員任務)

第9条 役員任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は会務を総括し、外に対しては本会を代表します。また、運営に必要な会合を召集します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をします。
- (3) 書記は会の記録・通知など会の運営上必要な事務をとります。
- (4) 会計は本会の会計を司り、いつでも公開できるように会計簿をそなえます。
- (5) 各専門委員会の活動内容に関することを総会で報告し、承認を得なければなりません。
- (6) 各学年委員長は学年PTA活動に必要な会合を召集します。
- (7) 家庭教育部会長は家庭教育部会の運営に必要な会合を召集します。
- (8) 地区委員長は、地域活動の運営に必要な会合を召集します。

(経費)

第10条 本会の経費は本会の経営する事項の収入の他、会費、寄付金、補助費などによります。会費は総会に諮って決定します。会計年度は4月1日から翌年3月末日までとします。

(機関)

第11条 本会に次の機関を置きます。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 五役会 (4) 専門委員会 (5) 家庭教育部会 (6) 地区委員会 (7) 学年委員会 (8) 選考委員会 (9) 会計監査委員会

(総会)

第12条 総会は本会の最高決定機関で、会長が招集します。

- 2 総会は年に1回の定期総会を開きますが、役員会が必要と認めたとき、臨時総会を開きます。
- 3 前項の他、会員の三分の一以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければなりません。

第13条 総会は予算・決算の承認、役員承認、会務の報告及びその他重要議題について協議します。なお、定足数は定期総会では会員の四分の一以上、臨時総会では会員の三分の一以上とします。但し、会員は原則として会長に議決権を委任することができ、この場合は委任状をもって出席とみなします。

(役員会・五役会)

第14条 役員会は会長が招集します。

- 2 役員会は会長、副会長、書記、会計、各専門委員長、学年委員長、家庭教育部会長・副部会長、地区委員長、校長、教頭及び担当者をもって構成し、運営上の相談、諸企画、各専門委員会・各学年委員会・各部会によって立案された事項の連絡調整、規約の原案作成、総会に提出する議案、報告書の作成、予算財政及び事業経営の資金獲得立案に当たります。なお、役員会は構成員の過半数の出席をもって成立します。

3 五役会は会長、副会長、書記、会計、家庭教育部会長、校長、教頭及び担当者をもって構成し、役員会に提出する予算案をはじめとする議案などを企画します。

(委員会)

第15条 専門委員会は、広報、保健体育、環境、安全の各委員会とします。各専門委員長を含めて、専門委員会の委員は、各学級代表または、各地区代表で構成します。(広報・保健体育・環境：各学級から選出、安全：各地区から選出)

- (1) 広報委員会は主として新聞発行などの広報活動を通して、PTA活動の充実をはかります。
- (2) 保健体育委員会は主として体育・保健などの促進活動をはかります。
- (3) 環境委員会は主として教育環境の整備にあたります。
- (4) 安全委員会は主として児童の交通道德の意識を高め、交通事故の絶無を期すと共に、児童の健全育成のため、学校行事及び地域における安全指導にあたります。

第16条 家庭教育部会は各学級から選出された家庭教育委員で構成し、児童の心身の発達、情操教育など教育諸活動の協力を行います。

第17条 地区委員会は各地区から選出された地区委員で構成し、学校との連携をはかりながら、学校外活動などの地域の運営にあたります。

第18条 学年委員会は学年単位に学年委員長、各学年より選出された副学年委員長及び各専門委員と学級担任をもって構成し、主として学年の運営及び学校との連絡協調をはかります。

第19条 選考委員会は各学年委員長と学校職員2名により構成します。委員長は第5学年委員長とします。

第20条 会計監査委員会は選考委員会の選考により総会で選出します。委員の数は3名とします。

第21条 特別委員会は必要に応じて会長が臨時に設けることができます。委員の数は若干名とします。

(会議の運営)

第22条 総会の議長はその都度選出します。

2 役員会の議長は書記があたります。

3 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決します。

4 役員会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決します。

(顧問)

第23条 本会に顧問を置くことができ、会長が委嘱します。その数は若干名とし、会長の諮問に応じ助言します。

(慶弔規定・・・別紙の慶弔規定参照)

第24条 本会に慶弔規定を設け、これを別に定めます。

(規約の改正)

第25条 規約は総会で三分の二以上の賛成で改めることができます。

(細 則)

第26条 本会の運営に関する細則は総会によって決定します。

* 付 則

本規約は昭和 年 月 日より実施します。

昭和56年4月25日……………一部改正

昭和58年5月14日……………一部改正

昭和63年5月10日……………一部改正

平成 2年5月 9日……………一部改正

平成 6年5月10日……………一部改正

平成11年4月17日……………一部改正

平成13年4月20日……………一部改正 (組織について)

平成20年4月27日……………一部改正

平成28年2月 5日……………一部改正

平成29年4月22日……………一部改正

平成30年4月21日……………一部改正

令和 8年4月24日……………一部改正 (第20条)

人吉西小学校PTA運営細則

人吉西小学校PTA規約第26条により運営規約を次の通り定めます。

第1条 本会の会費は、1世帯につき3,500円とし、所定の期日までに本会の会計に納入するものとします。

第2条 地区委員は各地区より1名以上とします。地区委員長は地区部会の運営にあたります。

第3条 予算は本年度の企画事項につき役員会において適切に配当し、総会の承認を得るものとします。

第4条 議決は、総会で三分の二以上の賛成をもって成立します。

第5条 定期総会及び臨時総会においては、若干名をもって構成する議長団を置き、会を進行します。

第6条 旅費規定については、別に定めます。

付 則 本規約は平成9年4月1日から実施します。

平成11年4月17日・・・・・・一部改正

平成12年4月17日・・・・・・一部改正

令和 3年4月17日・・・・・・一部改正

人吉市立人吉西小学校PTA役員選考委員会規則

人吉西小学校PTA規約第19条及び第20条に基づく役員並びに会計監査委員会の選出は、下記のとおりとする。

第1条（役員・委員の選出）

選考委員会は次の候補者を選出する。

PTA会長 1名

PTA副会長 若干名

書記 1名

会計 1名

家庭教育部長 1名

家庭教育副部長 1名

環境委員長 1名

保体委員長 1名

広報委員長 1名

地区委員長 1名

安全委員長 1名

第1学年委員長 1名

会計監査委員会 3名（うち1名は学校職員代表とする。）

なお、選出された役員及び会計監査委員会は、全保護者の過半数での承認を得て、決定されるものとする。

第2条（選考委員会の組織）

1 選考委員会は次のものをもって組織する。

学年委員長6名、学校職員代表2名の計8名

なお、選考委員長は、PTA規約第19条に基づき第5学年委員長とする。

第3条（役員候補者）

1 役員候補者は、本校のPTA会員とする。

2 選考委員は、原則として役員候補者になることはできない。ただし、候補者として推挙された時は、その時点をもって選考委員を辞退しなければならない。いずれかの学年委員長が選考委員を辞退した際には、当該学年の副委員長が選考委員となる。

第4条（選考委員の任期及び選考委員会の解散）

選考委員の任期は、全ての候補者が全保護者の過半数での承認を経て、決定したときに終了する。

また、同時に選考委員会は解散される。

第5条（その他の役員・委員）

2～6年の学年委員長は学年委員の互選により選出し、全保護者の過半数での承認を得て、決定する。

第6条（付則）

本規則は、平成25年4月27日（平成25年度PTA総会当日）より施行する。

本規則は、平成28年2月5日（平成27年度PTA臨時総会当日）より施行する。

本規則は、平成29年4月22日（平成29年度PTA総会当日）より施行する。

本規則は、平成30年4月21日（平成30年度PTA総会当日）より施行する。

本規則は、令和5年2月16日（紙面による承諾決定日）より試行する。

人吉西小学校PTA慶弔規定

第1条 人吉西小学校PTA会員相互の親和を深めることを目的として、慶弔規定を設定する。

第2条 経費

本規定の運営のためにPTA予算案に年間相当額の予算を計上する。

第3条 運営

1 慶事について

- (1) 本会の会長1年、五役として2年、役員として3年、会の運営活動に貢献した会員については、本会を去る時点で感謝状を贈る。
- (2) その他特別の事由が生じた場合は、PTA五役会の協議決定に基づいて表彰する。
- (3) 表彰はPTA会長と学校長名とする。

2 弔事について

- (1) 児童が死亡した場合には、15,000円の範囲内で弔慰金とめざましを贈り、会葬する。
- (2) PTA会員が死亡した場合には、15,000円の範囲内で弔慰金とめざましを贈り、会葬する。
- (3) 会員の家屋が災害のため被害を受けた場合には、見舞金として金品を贈る。
- (4) 会員及び児童が会務による傷病または疾病を生じた場合には、PTA五役会の協議決定に基づいて、見舞金を贈る。
- (5) その他特別の事由が生じた場合は、PTA五役会の協議決定に基づく。

(*平成27年4月18日・・・・・・一部改正)

(*平成31年4月20日・・・・・・一部改正)

令和8年度 人吉市立人吉西小学校 職員名簿

	役職等	名前	P T A担当
1	校長	こかき いさむ 小柿 勇	顧問
2	教頭	こが けいし 古賀 桂史	顧問
3	教務主任	きのした こうじ 木下 晃司	おやじの会
4	1年1組	くぼ た さくら 久保田 さくら	環境委員会
5	2年1組	いりえ みゆう 入江 美優	安全委員会
6	3年1組	なかやま りかこ 中山 理香子	広報委員会
7	4年1組	よねだ ともみ 米多 朋美	家庭教育部会
8	5年1組	いわした まさひで 岩下 将英	保体委員会
9	5年2組	やまのくち ふうか 山之口 楓佳	安全委員会
10	6年1組	みやもと あきふみ 宮本 彬文	地区委員会
11	たんぽぽ1組	つぎやま ゆうこ 次山 裕子	Yo-N-De の会
12	たんぽぽ2組	かわぐち りえる 川口 りえる	地区委員会
13	ひまわり1組	よしむら ますみ 吉村 ますみ	環境委員会
14	ひまわり2組	やまもと マミ 山本 マミ	家庭教育部会
15	通級指導	うえだ みか 上田 美香	広報委員会
16	養護教諭	しんむら たまみ 新村 玉美	Yo-N-De の会
17	事務職員	なかむら みよこ 中村 美代子	学校会計
18	初任者指導拠点校指導員	すえ かつゆき 須恵 勝幸	
19	教員業務支援員	きただ みき 北田 美貴	
20	特別支援教育支援員	くらはし みちこ 倉橋 美智子	
21	特別支援教育支援員	もりした くみ 森下 公美	
22	事務補助	うえはら いくえ 上原 郁恵	Yo-N-De の会

LINE スクール 連絡帳


システム利用者(保護者)向けユーザー登録手順

本手順に従って、LINE スクール 連絡帳への登録をすすめてください。

step.1

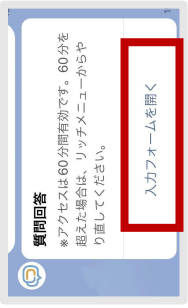
以下のQRコードをスマートフォンで読み取ると、LINEの友だち登録画面に遷移しますので、友だち登録をしてください。

※LINEアカウントをお持ちでない場合は「メールアドレスで利用する」からご登録いただけます。



step.2

友だち登録が完了すると、LINEのトーク画面に以下のようなメッセージが送信されます。「入カフオームを開く」をタップします。



step.3

LINE認証画面で「許可する」をタップします。



step.4

保護者名を入力し、「お子様を追加する」をタップします。



登録用QRコード



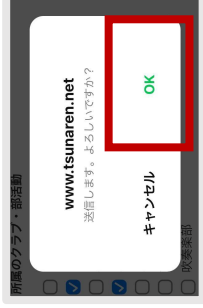
step.5

子どもの情報として、「保護者の続柄」「名前」「学年」「学級(クラス)」など、必要な内容を入力してください。



step.6

「送信する」をタップすると確認画面が表示されるので「OK」をタップします。



step.7

保護者情報が登録されたことが通知されます。以上で完了です。



step.8

登録した情報に変更が生じた場合は、リッチメニューから情報を更新できます。



「メールアドレスで利用する」の詳細な操作手順はこちらのQRコードからご確認ください。



人吉市立人吉西小学校

令和8年度各種保険加入について(学校、PTAとして加入するもの)

① 独立行政法人日本スポーツ振興センター	
共済掛金 一人935円 ・個人負担 460円 ・人吉市負担 475円	(1)死亡の場合は 3,000万円 (登下校中の場合1,500万円) (2)障害 4,000万円~88万円 (登下校中の場合2,000万円~44万円) (3)医療費 5,000円 (500点) 以上 ※学校管理下 (正規の方法での登下校中、学校生活の中)
② 県PTA共済 (P災コース)	
児童 教職員 個人負担 一人500円 ※一部減額 もある。	(1)死亡 学校管理外活動 3,000万円 学校管理下活動 1,500万円 (2)後遺障害 学校管理外活動 3,000万円 学校管理下活動 1,500万円 (3)負傷 学校管理外活動 最高100万円 (4)交通事故 死亡500万円 後遺障害 最高500万円 負傷 最高5万円 ※学校管理下の事故による死亡等、歯科負傷に係る保険外治療等 ※学校管理外の教育活動 (PTA活動、会長承認行事) 中の事故による死亡等、歯科負傷に係る保険外治療等
③ 県PTA共済 (安互コース)	
PTA会員 (1家庭) 個人負担 一戸150円	(1)死亡 500万円 交通事故 100万円 (2)後遺障害 最高500万円 交通事故 最高100万円 (3)負傷 最高30万円 交通事故 最高5万円 (4)特別 300万円 ※県P連主催行事・郡市町村P連主催行事・単位PTA主催行事 ・単位PTA会長承認行事、学校行事への参加
④ 県PTA連合会団体賠償責任保険	
児童1人 10円	対人: 1名 1億円 1事故 5億円 対物: 1事故 5,000万円 ※PTA活動の遂行や施設の利用、管理又は保管物 (PTAが借用した財物) に関する損害賠償 ※PTAが提供した飲食物等による食中毒に関する損害賠償

徴収方法は、

- ①②・・・教材費等と併せて徴収 (全児童460円、全児童500円)
 ③④・・・PTA会費と併せて徴収 (長子150円、全児童10円)

お知らせ

「小・中学生総合保障制度」(こども総合保険)の加入手続きはお済みですか？
未加入の方は、この機会にぜひご加入ください。

オンライン申込の締切日が迫っています!!

申込締切日 4月30日(木)

補償開始日 お申込みが完了した日の翌日午前0時から

加入者証送付 6月下旬ごろ

掛金口座振替日 6月29日(月)

重要
保護者の皆様へ

もしもの備えは万全ですか？

小・中学生総合保障制度
こども総合保険

学校が休みの日の事故も補償されるんだね。

なんといっても幅広い補償とサービスで安心なんです！

ケガ 自転車事故 (個人賠償責任) 示談交渉サービス

24時間補償対応なんだ。

しかも、24時間補償対応なんだ。

保険金額は、オンラインで24時間365日受け付けています。

詳しくは、パンフレットを確認していきましょう！

24%割安です！

1年分の掛金 **4,950円**
月換算で **413円**

※CKプランの場合

▼このご案内を学校から配付された児童生徒はみなさまご加入いただけます▼

オンライン申込の場合

1. 3月31日(木) 補償開始日 4月1日(水)

2. 4月30日(木) 補償開始日 お申込み完了の翌日から

※締切後の加入については登録所へご相談ください。

すべてのプランで「熊本県自転車条例」に対応しています。熊本県では自転車保険の加入が義務化されています。

熊本県PTA連合会 2026年度 在校生

小・中学生総合保障制度 (こども総合保険)は

自転車事故も

県の自転車条例にも対応。

カバーします。

さらに、お子さまが

SNS上での誹謗中傷や、 対人トラブルなどで被害を 受けた場合もカバーします。*

※EKプランでは補償されません。

オンラインで簡単お申込み!

事前に**口座情報がわかるもの**をお手元にご用意ください。

申込サイトはこちら



※ あらかじめ、@aig.co.jpからのメール受信の許可設定をしていただきますようお願いいたします。お申込みが完了する前に同一のメールアドレスで4回以上登録はできません。

小・中学生総合保障制度（こども総合保険）の信頼と実績

開始時期

平成26年4月開始から

11年目

支払実績

令和元年度から

お支払いした件数 **約4,400件**

お支払いした保険金の額 **約1.1億円**

●実績データは、2019年4月1日から2025年10月1日までの期間におけるこども総合(小中学生総合保障制度)に関するデータです。

こんな場合に備えていますか？

ケース1

近年増加している

熱中症!



昨年、熱中症で病院に
搬送された人数は
10万230人も!



総務省消防庁 令和7年5月1日～9月30日

ケース2

学校から貸与された

**端末を
誤って破損!**



学習中に誤って机から
落下させて壊れてしまうことも!

ケース3

小学生が起こした

自転車事故で

約9,520万円の

賠償命令が!

神戸地方裁判所、平成25年7月判決



高額賠償にも対応!

個人賠償責任補償は本人だけでなくご家族全員が補償の対象となります。

(ご家族の範囲はパンフレット等でご確認ください。)

補償内容を動画に
まとめました。

3分程の動画です。
ぜひご覧ください。



●この制度の詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

※パンフレット、加入依頼書がお手元がない場合や、当制度のお問い合わせは下記取扱代理店・扱者までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先〈制度取扱代理店〉

株式会社コーリン
(保障制度事務局)

通話料無料 **0120-228-553**

25

受付時間/平日 午前9:00～午後5:00

令和8年4月8日

保護者 様

人吉市立人吉西小学校
校長 小柿 勇
PTA会長 大塚浩次

学校納入金「教材費・積立金・PTA会費」の振替口座の申込みについて陽春の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。さて、表記のことについては先日お知らせをさせていただいております。

つきましては、保護者の皆様に振替口座の申込みをしていただく必要があります。お手数とは存じますが、下記を御一読いただきお手続きをお願いいたします。登録期限がありますので手続きはお早めをお願いします。

記

1 配付物及び説明

(1) WEB口座振替受付サービスについて

記載されたQRコードからスマートフォンなどにより登録を行ってください。
お子様一人につき、1回ずつの申込み手続きをしていただく必要があります。(お子様が3人おられるならば3回登録が必要です。)

(2) WEB口座振替受付サービス操作手順

申込みの流れを記載してあります。申込み口座が肥後銀行は「1」から、他行は「7」からとなります。

(3) 学校徴収金Q&A

振替口座の申込みに関する補足説明などを記載しています。

2 登録手続完了期限

令和8年4月24日(金)

3 その他留意事項

- (1) 今年度の集金額は、第1回学年PTA及びPTA総会後に通知いたします。
- (2) 口座振替手数料が1回につき110円(保護者負担)が必要です。令和8年度は、5回の分割納入です。令和9年度は、一括納入も選択できるように進める予定です。口座の残高不足により振替できなかった場合でも手数料は発生します。
- (3) 何かお尋ね等ありましたら、事務室 中村(Tel 22-3904)まで御連絡ください。

令和7年度 家庭教育部バザー売り上げ及びきじ馬こども応援券収集交換報告

1 収入の部

項 目	金 額
前年度繰り越し	0 円
バザー売り上げ	13,660 円
きじ馬こども応援券 500円×32枚	16,000 円
合 計	29,660 円

2 支出の部

項 目	金 額
ドッジビー (27cm) 2,860円×10	28,600 円
色紙セット	1,060 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	29,660 円

3 残高

収 入	支 出	残 金
29,660	29,660	0 円

以上のとおり、報告いたします。

令和8年3月31日

人吉西小学校PTA会長

村山 靖典

人吉西小学校PTA会計

和田 千鶴

人吉西小学校家庭教育部長

才新 美香



お子さんのクラスで

絵本を読んでもみませんか

お子さんのクラス
以外でもOK♡



人吉西小PTAでは、子どもたちの教育環境の充実のため、読書活動を推進しています。その一環として、平成18年度に読み聞かせの会Y-O-N-D-Eの会が発足しました。月に1回程度、保護者や地区の方で、西小の子ども達に絵本を読んでいます。子ども達がとても楽しみにしている行事のひとつです。保護者や地域の方のボランティアで開催しており、今年度も新しい仲間を募集しています。

「毎回参加はできないけど、1~2回ならできるかな」

「うちの子のクラスなら、行きます」という方も、ご連絡お待ちしております。

5月中に担当決めを兼ねた総会を予定しております。改めてご案内しますので、話だけ聞いてみたいという方も是非ご参加ください。

右のQRコードから参加フォームへ入力して頂ければ、スムーズにご案内できます。

見学のみの方の保護者の方も大歓迎です♪



参加フォーム↑

開催日時		8:15 から 8:30 (朝の会の前)
6/11(木)	7/9(木)	9/3(木)
10/15(木)	11/19(木)	12/10(木)
1/14(木)	2/18(木)	
諸事情により変更になる場合があります。		

お問い合わせ

担当：新村先生

電話：22-3904



おやじの会有志会員大募集

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。さて、おやじの会では、これまで様々な活動を楽しみながら行ってきました。おやじの会とは、「子ども達のために、学校の環境整備を中心に積極的に関わり、気持ちのよい汗をかこう」という会です。

そこで、今年度も、本会に参加していただく方々を大募集します。学校の環境整備において、専門的な知識・技術をお持ちの方々が数名必要となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

つきましては、後日配布される登録承諾書にご記入され、多数会員登録していただきますようお願いいたします。

記

- 1 **活動方針** 会員が集い、学校環境整備等を行い、いい汗かいて 楽しく活動
- 2 **目的**
 - ◎ 西小の子どもたちのために学校環境整備を行い、楽しく活動する。
 - ◎ 会員相互の親睦を深め、情報交換の場とする。
- 3 **活動内容** (これまでの例) ・運動場草の撤去作業 ・学年の学級花壇作り
・桜坂の竹切り・希望の泉清掃・西小看板設置等
- 4 **その他**
 - おやじの会は、この会の趣旨に賛同される方、男女問わず参加可能です。
 - 新規加入の方、大歓迎です。例年、ご加入いただいている保護者の方も再度、後日配布される承諾書を提出ください。お子さんが卒業されたOBの方々も、改めて継続加入されるかのご確認をよろしくお願いいたします。
 - 活動した日には、できる範囲でお疲れ様会（懇親会）を予定します。



12月 イルミネーションの設置

人吉西小よい子のきまり

生徒指導担当

5つのあいことば

- ㊦ 友だちと笑顔で**あいさつ**
- ㊧ 理解する（わかる）まで**勉強**
- ㊨ **がんばろう！無言そうじ**
- ㊩ **思いやり**の心を持って
- ㊪ **感謝**「ありがとう」が言える西っ子に

《学校生活（がっこうせいかつ）での指導について》

- 登校班で並んで歩いて、安全に登校します。（白線の内側を歩くなど。）
- 7時45分～8時5分の間に登校しましょう。下校時刻は、日課通りに。
- 安全に気を付けて下校します。一人で帰らず、友だちと一緒に帰るようにしましょう。途中で寄り道をしません。家に帰ってから外出するようにします。
- 登校したら衣服にきちんと名札をつけ、下校時に外して帰ります。
- 服装やかみ型などは、学習や学校生活にふさわしいものにします。（かみの長い人は結びましょう。）
- 体育の時間は体育服と赤白帽子を着用し、ゼッケンをつけます。
- 学習に必要なもの、お金や道具は、学校には持ってきません。



保護者の皆様へ

この「人吉西小よい子のきまり」をお子さんと一緒にご一読いただき、いつも見えるところに掲示していただきたいと思います。きまりを守ることは、大切なお子さんの命を守ることに繋がります。また、子どもたちに自分や周りの人の命をしっかりと守ろうとする心を育むことにも繋がります。できたことはしっかりとほめ、ダメなことは丁寧に指導する。このことを学校とご家庭とで、しっかりと連携して行っていきたいと考えています。ご家庭でも声かけ・ご指導をよろしく願います。子どもたちの笑顔がいっぱいに溢れる西小校区になりますよう協力していきましょう。

《家庭・地域（かてい・ちいき）での指導について》

- 大人（おとな）の人がいないお家（うち）には入りません。上がりません。
- 「どこへ」「だれと」「何を（なに）に」「何時（なんじ）に帰（かえ）るか」を、お家（うち）の人に伝えてから出（で）かけます。
- 子どもだけで校区（こうくがい）外（がい）に行（い）ったり、友だち（とも）の家に外泊（いへ）したりしません。
- 用事（ようじ）がないお店（みせ）には入りません。
- 帰宅（きたく）時刻（じこく）については、年間（ねんかん）を通じて**17時（じ）まで**に帰（かえ）ります。
- 不審（ふしん）な人（ひと）には気（き）を付（つ）けます。（**い**か・**の**・**お**・**す**・**し**）
- 家庭（かてい）学（がく）習（じゆ）時（じゆう）間（かん）は**学年（がくねん）×10分（ぶん）+10分（ぶん）**が自（め）安（やす）です。



自転車の乗り方（じてんしゃののりかた）

- **3年生（ねんせい）以上（じゆう）**は、交通（こうつう）のきまり（まも）を守（まも）って乗（の）ります。（急（きゆう）な坂道（さかみち）は降（お）りて歩（ある）きます。）
- **2年生（ねんせい）以下（いか）**は、自（じてん）車（しゃ）の使（し）用（よう）を保（ほ）護（ご）者（しゃ）の方（かた）と一（いっ）緒（しょ）の時（とき）だけ（かぎ）に限（かぎ）ります。
- 自（じてん）車（しゃ）に乘（の）る時（とき）は、交（こう）通（つう）のきまり（まも）を守（まも）り、必（かなら）ずヘルメット（かぶ）りかぶ（かぶ）ります。
- 二（ふ）人（たりの）乗（の）りや並（へい）進（しん）乗（の）りなど、危（あぶ）ない乗（の）り方（かた）はし（し）ま（し）ま（せ）ん。
- ※ 自（じてん）車（しゃ）に乘（の）る場（ば）所（しょ）は、安（あん）全（ぜん）面（めん）を考（かん）が（が）て、お家（うち）の（ひと）人（ひと）と決（き）め（め）ま（ま）し（し）よ（よ）う。



遊び方（あそびかた）

- 子（こ）ども同（どう）士（し）でのお金（かね）や物（もの）の貸（か）し借（か）り、交（こう）換（かん）、売（う）り買（か）いはし（し）ま（し）ま（せ）ん。
- よそ（い）の家（あ）や空（あ）き家（や）、倉（そう）庫（こ）、駐（ちゆう）車（しゃ）場（じやう）など（な）に勝（か）つ（つ）て入（はい）り（あ）せ（せ）ん。遊（あそ）び（あ）せ（せ）ん。
- 公（こう）園（えん）や広（ひろ）場（ば）など（な）で遊（あそ）んだ（あ）と（あ）ち（ち）は、自（じ）分（ぶん）の（じ）ご（ご）み（も）は自（じ）分（ぶん）で持（も）ち帰（かえ）り（かえ）ります。
- 危（き）険（けん）な遊（あそ）び（あ）はし（し）ま（し）ま（せ）ん。（エ（エ）ア（ア）ガ（ガ）ン、爆（ばく）竹（ちく）、火（ひ）遊（あそ）び（あ）せ（せ）ん、線（せん）路（ろ）で（で）の遊（あそ）び（あ）せ（せ）んなど（な））
- 川（かわ）遊（あそ）び（あ）や魚（さかな）釣（つ）り、ゲ（ゲ）ー（エ）ム（ム）セ（セ）ン（ン）タ（タ）ー（ア）（ゲ（ゲ）ー（エ）ム（ム）コ（コ）ー（ア）ナ（ナ）ー）に（い）行（い）く（う）と（と）き（き）は、お家（うち）の（ひと）人（ひと）と一（いっ）緒（しょ）に（い）行（い）き（き）ま（ま）す。
- ロー（ら）ー（ら）ス（ス）ケ（ケ）ー（エ）ー（エ）ト（ト）な（な）ど（ど）は、道（どう）路（ろ）や危（あぶ）ない（あぶ）場（ば）所（しょ）で（で）は（は）し（し）ま（し）ま（せ）ん。
- ス（ス）マ（マ）ホ（ホ）・タ（タ）ブ（ブ）レ（レ）ッ（ツ）ト（ト）P（P）C（C）な（な）ど（ど）の情（じゆう）報（ほう）機（き）器（き）は、お（お）う（う）ち（ち）の（ひと）人（ひと）と（と）の（と）き（き）ま（ま）り（り）を（を）守（まも）つ（つ）て（て）使（つか）
い（い）ま（ま）す。課（か）金（きん）に（に）つ（つ）いて（て）は、お（お）う（う）ち（ち）の（ひと）人（ひと）に（に）相（そう）談（だん）し（し）ま（ま）す。
- エ（エ）ス（ス）エ（エ）ヌ（ヌ）エ（エ）ス（ス）な（な）ど（ど）で（で）人（ひと）を（を）傷（きず）付（つ）け（け）る（る）よ（よ）う（う）な（な）書（か）き（き）込（こ）み（み）を（を）し（し）ま（ま）せ（せ）ん。ま（ま）た、知（し）ら（ら）な（な）い（い）人（ひと）と（と）会（あ）い（あ）
ま（ま）せ（せ）ん。



令和8年3月16日

保護者の皆様へ

人吉市立人吉西小学校
PTA会長 村山 靖典
校長 小柿 勇

SNSの利用について（PTAよりお願い）

日頃よりPTA活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今、児童同士のSNSのやり取りの中など、SNSの利用により相手を不快にさせてしまう書込みなどが原因となるトラブルが多発しています。SNSは便利で身近なコミュニケーションの手段ですが、文字だけのやり取りでは気持ちが伝わりにくく、軽い気持ちで書いた言葉が相手を深く傷つけてしまうこともあります。

また、一度投稿された言葉や写真は簡単に拡散する可能性があり、子ども同士の人間関係や学校生活にも大きな影響を及ぼす場合があります。

スマートフォンやタブレット、SNSの利用は、基本的に学校の管理の範囲外であり、保護者の責任のもとで利用するものです。また、保護者の判断で持たせているものであり、その管理や利用状況の把握などは保護者の責任となります。そのため、御家庭での見守りや利用ルールを設けていただくことがとても重要になります。

ぜひ、この機会にお子様とSNSの使い方について話し合い、以下の点について改めて確認をお願いいたします。

【ご家庭で確認していただきたいこと】

- ・相手を傷つける言葉や悪口を書かない
- ・投稿、送信する前に「相手がどう感じるか」を考える
- ・個人情報や写真の取り扱いに十分注意する
- ・知らない人とやり取りをしない
- ・困ったことがあれば一人で抱え込まず、保護者や先生に相談する

【保護者の皆様へのお願い】

◎トラブルを未然に防ぐため、次のような点について御家庭での対応をお願いいたします。

- ・お子様が利用しているSNSやアプリなどを把握する
- ・スマートフォンやタブレットの利用時間などについて家庭内ルールを決める
- ・利用状況や、やり取りの内容を定期的に確認し見守る
- ・夜遅い時間の利用を控えるなど生活リズムを守る

お子様が安全に利用できるよう、今一度、御家庭での見守りとルールづくりをお願いいたします。子どもたちはまだ成長の途中にあり、SNSの影響や怖さを十分に理解できていないこともありますので、私たち大人が関心を持ち、見守ることが子どもたちを守ることにつながります。PTAといたしましても、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境づくりのため家庭・学校と連携しながら取り組んでまいります。

保護者の皆様のご理解とご協力を心よりお願いいたします。

人吉市立人吉西小学校 いじめ防止基本方針

1 基本的なとらえ

(1)いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる児童等の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2)いじめの定義

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(3)いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には、児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、全ての児童が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。(居場所づくり・絆づくり)

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して常に児童のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。

(3)いじめへの対処

学校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる児童からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

(4)地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域・家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する必要がある。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「人吉西小学校いじめ防止等対策委員会」とする。

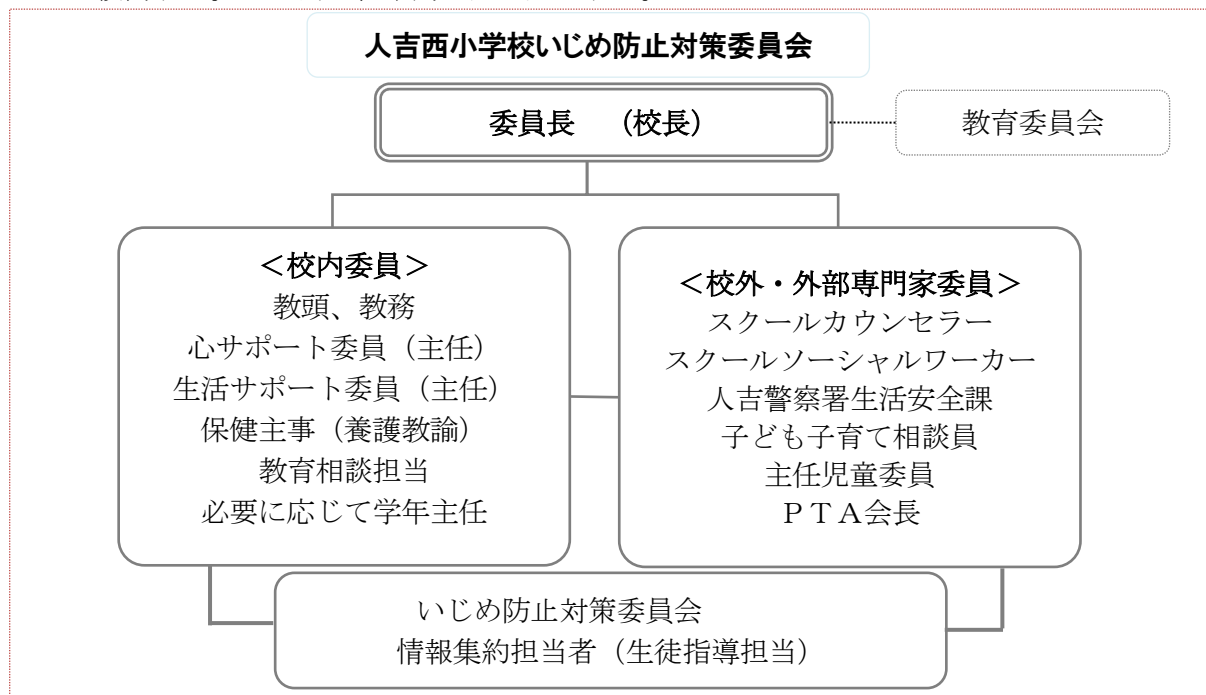
(2) 機能

- ・「本校の基本方針」について検討を行う。
- ・外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- ・学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

(3) 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- ・学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任で構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。
- ・心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらにそうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。この会を、年間2回は実施する。



5 学校における取組

本校の基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめの防止のための取組

- ① いじめについての共通理解
 - ・校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知と、職員の協働体制の強化を図る。
 - ・「心のきずなを深める月間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。
 - ・年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

- ・児童の実態に応じた情報モラル教育を充実させる。
- ・放課後や休日、長期休業中など家庭や地域での生活についても周知徹底する。
- ・学校便りや学年通信等を通じ、保護者や地域に向け、いじめ防止についての理解や本校の基本方針等の周知を図る。

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ・児童会活動や委員会活動を通じて児童が主体的に考え、自主的にいじめを防止する取組を推進・支援する。
- ・いじめ防止等に向け、教職員、児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ・さまざまな体験活動と読書活動を充実させ、心の醸成を図る。
- ・集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。
- ・縦割り班活動を通して、児童の異学年集団内での関係調整力を育成する。

③ いじめが起きにくい集団の育成

- ・一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを推進する。
- ・人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
- ・ストレスに対して適切に対処できる力を育む。
- ・登校班、縦割り班などの異学年集団での活動を意図的・計画的に行う。
- ・保護者同士のコミュニケーションがより図れるようPTA活動を活発に進める。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・全ての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役にたっているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。(居場所づくり)
- ・全ての教育活動を通して、児童に自己決定の機会を保障し、積極的な生徒指導を実践するとともに、互いのよさを認め合い共感的な人間関係を育てる。(絆づくり)

(2)いじめの早期発見の取組

- ① 「鳥ヶ丘アンケート」による定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 「いじめチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」などを活用し、その分析を行う。
- ③ いじめについて児童や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等を確保し、周知徹底を図る。
- ④ 児童、保護者、地域等へ、来所や電話、メール等での相談の窓口を周知する。
- ⑤ 教職員は日常的に児童の様子に目を配り、生活ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑥ 児童の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑦ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。
- ⑧ 担任や専科担当だけでなく多くの教職員が児童と関わり、児童理解の時間等を活用して全職員で情報を共有しておく。
- ⑨ インターネット等を通じたいじめに対して、学級懇談会やPTA活動時、また、学校便りや学年通信等を通して、最先端の情報を提供したりインターネット等の利用状況を説明したりして、保護者への啓発を行う。

(3)いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・直ちに初期対応チームを招集し、迅速に対応できる体制を整える。

- ・いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② いじめの事実確認と報告

- ・いじめ防止等対策委員会が中心になり、いじめの事実の有無の確認を行う。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
- ・家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ・いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、人吉警察署や二日町交番等と相談し適切に対処する。
- ・外部関係機関との窓口を一本化するとともに、いじめ防止対策委員会をとおして情報を共有する。

③ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制を整え、その対応にあたる。
- ・いじめた児童に対し、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・SCやSSWとも連携し、いじめられた児童やその保護者へのケアを行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめをとめることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
- ・はやしたてる行為は、加担する行為であることを理解させる。
- ・学級や集団全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
- ・いじめを起こさないために、一人一人が積極的な行動を行えるように見守っていく。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解と啓発に取り組む。
- ・ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は地方法務局、人吉警察署等へ協力を求める。
- ・学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。
- ・学校ホームページの適切な更新、学校便りや学年・学級便りなどの学校の情報発信により、保護者だけでなく地域、関係機関との連携協力を進める。

(4) 教育相談体制

児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ① 毎月、生活を振り返る児童向けのアンケートを実施し、早期発見に努める。
- ② 初期の段階で、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。
- ③ 電話やアンケートだけでなく、担任、養護教諭、校長、教頭等への教育相談等、保護者が相談しやすい体制を整える。

(5) 児童が主体となる取組

児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ② 児童会による「いじめ撲滅の宣言」を実施する。
- ② 生活委員会の活動の中に、いじめをなくす取組を位置付ける。
- ③ 児童集会や全校集会等で、各学級や委員会等のいじめ撲滅に関する取組を定期的に紹介する。
- ④ ①②と関連させ、集中的に取組を行うような期間（仮称「いじめをなくそう週間」）を設定する。

(6) 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上行う。

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修を実施し、共通理解を図る。
- ③ 常に、全国の動向に注意し、自校の取組に生かす。
- ④ いじめ防止対策委員会を中心に、全職員が参加できるような研修を行う。
- ⑤ 児童理解の時間を職員会議の際に設定し、児童の生徒指導上の問題解決や情報共有を行うとともに、いじめの防止に必要な研修や情報提供の場とする。

(7) 地域や家庭との連携

- ① 本校の基本方針等について、学校便りや学校ホームページ等を通じて地域や保護者の理解を求め、いじめ問題の重要性の認識を広める。
- ② 多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域がどのような取組で、どのようにして、組織的に連携・協働する体制を構築するか具体的に書く。

(8) 関係機関との連携

- ① いじめが犯罪行為、またはその疑いがあると認められるときは、人吉警察署へ相談し、諸問題の解消を図る。
- ② いじめ防止対策委員会だけでなく、日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連絡を密にし、積極的な連携を図る。

(9) 重大事態への対応

- ① 重大事態の発生と報告
重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。
- ② 重大事態に対する調査及び組織
 - ・その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。
 - ・調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。
 - ・調査の方法については、国の基本方針や「児童の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。
- ③ 調査結果の報告
 - ・学校は、その事案が重大事態であると判断し調査を行った場合には、その調査結果を、教育委員会を通じて市長に報告する。
 - ・調査の結果は、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。

(10) 取組の評価等

- ① 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」の中で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。
- ② 学期ごとに目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

子どものサイン発見チェックリスト (家庭用)

年 組 ()

このチェックリストは、御家庭で子どもの小さなサインの発見に活用していただくために作成したものです。

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校までこのチェックリストを御提出いただくか、御相談をお願いします。

項 目	チェック欄
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった。(風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたと言う。)	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋に一人であることが多くなった。	
7. 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品や私物がなくなったり、壊れていたりすることが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れたり、汚れたりしていることが増えた。	
11. 以前に比べると食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。	
13. 以前に比べると言葉遣いが乱暴になった。	
14. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16. 友だちからの電話で、急に外出することが増えた。	
17. 携帯電話やスマートフォンのメールやライン等を頻繁に気にするようになった。	
18. 何に対しても投げやりで集中力が続かないようになった。	
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
21. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
22. 家で与えた以上のお金を持っている。	

※ この表は「いじめ対応の手引き」(平成19年3月発行)の「子どものサイン発見チェックリスト」に修正を加えて平成26年11月に作成したものです。

※ 平成27年11月、平成28年11月(ライン等について追加・修正)

相談窓口一覧(令和8年度)

☆ 児童・生徒の皆さんへ

困っていることや悩んでいること、ありませんか？まずは、担任の先生や保健室の先生、おうちの人に、お話を聞いてもらいましょう。下の相談電話でお話を聞いてもらうことができます。特に「熊本県24時間子供SOSダイヤル」は、昼も夜もお話を聞いてもらうことができます。



☆ 保護者の皆さんへ

お子さんのことで、お悩みのことがありましたら、どんなことでも結構ですので、早めに学校にご相談ください。学校では、心理の専門家「スクールカウンセラー」や福祉の専門家「スクールソーシャルワーカー」の活用も可能です。また、県内の各教育事務所、市町村立学校に通っておられる子どもさんのことについては、各市町村教育委員会にも相談できます。

(1) いじめ問題や子供のSOS全般

相談機関名	相談時間等	電話番号
熊本県24時間子供SOSダイヤル	24時間	0120-0-78310(なやみ言おう) ※PHS、IP電話からはつながりません

(2) いじめ・不登校問題・学校生活に関すること(祝日・年末年始を除く)

相談機関名	相談時間帯	電話番号等
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課	平日 8:30~17:15	096-333-2720(いじめ・不登校) FAX:096-385-5558
熊本県教育庁市町村教育局義務教育課	平日 8:30~17:15	096-333-2688 FAX:096-385-6718
熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課	平日 8:30~17:15	096-333-2685 FAX:096-384-1563
熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課	平日 8:30~17:15	096-333-2683 FAX:096-385-5550
熊本県総務部総務私学局私学振興課	平日 8:30~17:15	096-333-2064
宇城教育事務所 0964-32-5768	玉名教育事務所 0968-74-2148	相談時間帯 平日 8:30~17:15
菊池教育事務所 0968-25-3351	阿蘇教育事務所 0967-22-1800	
上益城教育事務所 096-282-7145	八代教育事務所 0965-35-8550	
芦北教育事務所 0966-82-4649	球磨教育事務所 0966-22-1155	
大草教育事務所 0969-22-4127		

(3) スクール・セクハラ相談メール

スクール・セクハラとは、教職員が児童生徒に不快な思いを与える性的な言動を行うことです。下のアドレスや右のQRコードで相談フォームにつながります。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/132/123612.html>

(4) 子育ての悩みや不安など

相談機関名	相談時間等	電話番号
すこやか子育て電話相談	平日 17:00~21:00 土 13:00~17:00 (8/13~8/15、12/29~1/3を除く)	096-383-6636


(5) 子どもの問題行動など

相談機関名	相談時間等	電話番号
肥後っ子テレホン(熊本県警察本部肥後っ子サポートセンター)	平日 8:30~17:15	0120-02-4976 携帯電話からは 096-384-4976


(6) 養育上の悩みや非行・虐待など

相談機関名	相談時間等	電話番号	
熊本県中央児童相談所	平日 8:30~17:15	096-381-4451	児童相談所虐待対応ダイヤル
熊本県八代児童相談所	平日 8:30~17:15	0965-32-4426	189
熊本市児童相談所	平日 8:30~17:15	096-366-8181	児童相談所相談専用ダイヤル
			0120-189-783

(7)子ども自身、学校や友達、家族のことに関する相談

相談機関名	相談時間等		電話番号等	
<small>くまもと</small> 熊本市子どもホットライン (子どもの権利サポートセンター内) <small>くまもとしな</small> ※熊本市内に住んでいるか、熊本市内の学校に通学している児童生徒が対象	電話	月～金 10:00～18:00 (土日祝日、年末年始を除く)	0120-273-070(子ども専用・無料) 070-3367-9330(大人の方)	 熊本市子どもホットライン ホームページ
	メール		kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp	
	チャット	24時間365日 ※“NPO 法人あなたのいばしょ”と協力し相談を受けます。 子どもホットラインホームページからアクセスしてください		

(8)ヤングケアラーに関する相談

相談機関名	相談時間等	電話番号等	
<small>くまもとけん</small> 熊本県ヤングケアラー相談支援センター	火・水・木曜日 8:30～17:00	096-384-1000 E-mail: kumamotoyoung@wonder.ocn.ne.jp	

(9)全般的な悩み相談

相談機関名	相談時間等	電話番号等	
<small>せいしんほけんふくし</small> 精神保健福祉センター(熊本市以外に住む方が対象) ※おおむね中学生以上対象	平日 9:00～16:00 (年末年始を除く)	こころの健康相談 096-386-1166	
<small>くまもとし</small> 熊本市こころの健康センター(熊本市に住む方が対象)	平日 9:00～16:00 (年末年始を除く)	こころの健康相談 096-362-8100	
<small>くまもと</small> 熊本こころの電話	年中無休 11:00～18:30	096-285-6688	
<small>くまもと</small> 熊本いのちの電話	年中無休 24時間 16:00～21:00 (毎月10日 8:00～翌日8:00)	096-353-4343 0120-783-556(フリーダイヤル)	
<small>こどものじんけん</small> 子どもの人権110番	平日 8:30～17:15 (時間外は留守電対応)	0120-007-110(フリーダイヤル)	
<small>チャイルドライン</small> <18才までの子ども専用>	日～土 16:00～21:00 (12/29～1/3は休止)	0120-99-7777	
<small>くまもとけん</small> 熊本県子ども・若者総合相談センター	平日 8:30～21:00	096-387-7000 FAX:096-387-8000 E-mail: kowaka-cocon@wind.ocn.ne.jp	
<small>くまもとしわかもの</small> 熊本市若者・ヤングケアラー支援センター	平日 9:00～18:00	【若者専用】096-243-5600 E-mail: wakamono-owl@aioros.ocn.ne.jp 【ヤングケアラー専用】096-243-1300 E-mail: young-owl@aioros.ocn.ne.jp	
<small>でんわ</small> 電話相談「いのちSOS」	24時間365日	0120-061-338(フリーダイヤル)	
LINE相談「生きづらびっと」	月・金 6:00～22:30 (受付は22:00まで) 日・火・水・木・土 8:00～22:30 (受付は22:30まで)	右のQRコードを読み取って、LINEで友達登録すると相談できます	
<small>おやこ</small> 親子のための相談LINE <small>いくじ</small> 育児のこと家族のことなんでも相談下さい	平日16:00～22:00(祝日を除く)	LINEで友達登録すると相談できます	

(10)性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

相談機関名	相談時間等	電話番号
<small>せいぼうりょくひがいしや</small> 性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと	24時間	#8891(熊本県内から架けると通話料無料で繋がります。) または、096-386-5555(発信場所に関わらずゆあさいどに繋がります。通話料がかかります。)

誰
か
が
い
る

話
し
た
い

今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう
☎ 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎ 189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



令和8年度 行事予定表

人吉市立人吉西小学校

4月				5月				6月			
日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食
1	水	学年始め休業日 防災月間 辞令交付式		1	金	委員会活動 水生生物調査(5年)	○ ○	1	月	心の絆を深める月間 人権月間	○ ○
2	木	学年始休業日 企画委員会 職員会議		2	土			2	火	内科検診(高)	○ ○
3	金	学年始休業日 職員会議		3	日	憲法記念日		3	水	全校集会 避難訓練(大雨対応)	○ ○
4	土			4	月	みどりの日		4	木	歯科検診(2・6年) 歯の衛生週間 PTA地区懇談会	○ ○
5	日			5	火	こどもの日		5	金	クラブ活動①	○ ○
6	月	学年始休業日 職員会議・校内研修 職員作業		6	水	休日		6	土		
7	火	学年始休業日 入学式準備		7	木	移動図書	○ ○	7	日		
8	水	第1学期始業式・入学式準備(5・6年)	○ ×	8	金	運動会全体練習① 内科検診(低) 安全点検	○ ○	8	月	バクバク週間 プール開き週間 歯磨き大会(6年) 歯科検診(1・5年)	○ ○
9	木	入学式(1・5・6年) 職員会議・校内研修	○ ×	9	土			9	火	I-check(2～6年)	○ ○
10	金	町内児童会 なかよし下校(1・2年4時間)安全点検	○ ○	10	日			10	水	職員会議 児童集会 安全点検	○ ○
11	土			11	月		○ ○	11	木	読み聞かせ 移動図書 歯科検診(3・4年) 6年租税教育(5校時)	○ ○
12	日			12	火	運動会全体練習② 耳鼻科検診(2・4・6年)	○ ○	12	金	クラブ活動②	○ ○
13	月	身体計測(5・6年) なかよし下校(1・2年4時間)委員会活動 安全点検	○ ○	13	水	一斉下校 職員会議	○ ○	13	土		
14	火	身体計測(1・2年) なかよし下校(1・2年4時間)	○ ○	14	木		○ ○	14	日		
15	水	見知り集会・見知り遠足・通学路点検	○ ×	15	金	係打合せ(5・6年)	○ ○	15	月		○ ○
16	木	身体計測(3・4年) 市学調(5・6年理、6年社)	○ ○	16	土			16	火	学年会	○ ○
17	金	市学調(2～6年国・算) 耳鼻科検診(1・3・5年)	○ ○	17	日	PTA親子美化作業		17	水	人権集会 校内研修	○ ○
18	土			18	月		○ ○	18	木	職員結核検診	○ ○
19	日			19	火	運動会総練習 職員会議	○ ○	19	金	委員会活動	○ ○
20	月	生き生き生活大作戦① 教育面談(1日目)	○ ○	20	水	振替休業日		20	土		
21	火	避難訓練(地震) 教育面談(2日目)	○ ○	21	木	運動会全体練習④	○ ○	21	日		
22	水	教育面談(3日目) 尿検査	○ ○	22	金	運動会準備(5・6年)	○ ○	22	月	性に関する指導週間	○ ○
23	木	全学調(国・算) 教育面談(4日目)	○ ○	23	土	運動会(午前中)	○ ×	23	火	学年会	○ ○
24	金	授業参観・懇談会・PTA総会	○ ○	24	日			24	水	校内研修	○ ○
25	土			25	月	プール掃除(全学年) 給食なし	○ ×	25	木		○ ○
26	日			26	火	体力テスト(3・4年) 内科検診(中)	○ ○	26	金	1学期末PTA ※1年親子給食	○ ○
27	月	心電図(1・4年) 教育面談(5日目)	○ ○	27	水	体力テスト(1・6年) 校内研修(救急救命法)	○ ○	27	土		
28	火	全学調(質問)午前	○ ○	28	木	移動図書 体力テスト(2・5年) フラワー活動(朝) 眼科検診(4～6年)	○ ○	28	日		
29	水	昭和の日		29	金	委員会活動 眼科検診(1～3年) 月末統計	○ ○	29	月	命を大切に心を育む週間 安全点検	○ ○
30	木	交通安全教室 月末統計 PTA全役員会	○ ○	30	土			30	火		○ ○
				31	日						
授業日数 15日(始業式:1年指定休、入学式:2～5年指定休) 給食回数 13回 16 13 生活目標 自分から先に元気にあいさつしよう				授業日数 18日 給食回数 16回 18 16 生活目標 人の話をしっかりきこう				授業日数 22日 給食回数 22回 22 22 生活目標 時間を守って生活しよう			

7月				8月				9月			
日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食
1	水	第1回小中合同教科等研究会(午後)	○ ×	1	土			1	火		○ ○
2	木	5年集団宿泊教室	○ ○	2	日			2	水	一斉下校 職員会議	○ ○
3	金	5年集団宿泊教室	○ ○	3	月	夏季休業日		3	木	読み聞かせ	○ ○
4	土			4	火	夏季休業日		4	金	委員会活動	○ ○
5	日			5	水	夏季休業日 校内研修(現地研修)		5	土		
6	月	大掃除旬間	○ ○	6	木	夏季休業日		6	日		
7	火		○ ○	7	金	夏季休業日		7	月		○ ○
8	水	町内児童会 校内研修	○ ○	8	土			8	火	学年会	○ ○
9	木	読み聞かせ 移動図書	○ ○	9	日			9	水	校内研修	○ ○
10	金	クラブ活動③ 安全点検	○ ○	10	月	夏季休業日 安全点検		10	木	移動図書 安全点検	○ ○
11	土			11	火	山の日		11	金		○ ○
12	日			12	水	閉庁		12	土		
13	月	プール納め週間	○ ○	13	木	閉庁		13	日		
14	火		○ ○	14	金	閉庁		14	月		○ ○
15	水	代表委員会・フラワー活動 校内研修	○ ○	15	土			15	火		○ ○
16	木		○ ○	16	日			16	水	児童集会 校内研修	○ ○
17	金	1学期終業式 一斉下校	○ ○	17	月	夏季休業日		17	木		○ ○
18	土			18	火	夏季休業日		18	金	鳥ヶ丘デー	○ ○
19	日			19	水	夏季休業日		19	土		
20	月	海の日		20	木	夏季休業日職員会議・校内研修		20	日		
21	火	夏季休業日・職員会議・職員作業・校内研修		21	金	夏季休業日		21	月	敬老の日	
22	水	夏季休業日		22	土			22	火	国民の休日	
23	木	夏季休業日		23	日			23	水	秋分の日	
24	金	夏季休業日		24	月	夏季休業日		24	木		○ ○
25	土			25	火	夏季休業日		25	金	クラブ活動④	○ ○
26	日			26	水	夏季休業日		26	土		
27	月	夏季休業日		27	木	夏季休業日		27	日		
28	火	夏季休業日		28	金	2学期始業式 発育測定 給食あり	○ ○	28	月	安全点検 委員会活動	○ ○
29	水	夏季休業日		29	土			29	火		○ ○
30	木	夏季休業日		30	日			30	水		○ ○
31	金	夏季休業日		31	月	生き生き生活大作戦②	○ ○				
授業日数 13日 給食回数 12回 13 12 生活目標 学校美しくしよう				授業日数 2日 給食回数 1回 2 2 生活目標 落ち着いた生活をしよう				授業日数 19日 給食回数 19回 19 19 生活目標 落ち着いた生活をしよう			

10月				11月				12月			
日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食
1	木	移動図書	○ ○	1	日			1	火	県学調(国語) 学年会	○ ○
2	金	委員会活動	○ ○	2	月	キャリア教育月間 学力充実月間 読書月間	○ ○	2	水	県学調(算数・質問紙) 校内研修	○ ○
3	土			3	火	文化の日		3	木		○ ○
4	日			4	水	避難訓練(火災) 校内研	○ ○	4	金	球工合同クリーン作戦 委員会活動	○ ○
5	月		○ ○	5	木	芸術鑑賞	○ ○	5	土		
6	火		○ ○	6	金	委員会活動	○ ○	6	日		
7	水	前期通知表発行日	○ ○	7	土			7	月	大掃除旬間	○ ○
8	木	安全点検	○ ○	8	日			8	火	学年会	○ ○
9	金	家族の時間の日		9	月		○ ○	9	水	町内児童会 校内研修	○ ○
10	土			10	火	民生委員さんとの交流会(5年) 安全点検	○ ○	10	木	読み聞かせ 移動図書 安全点検	○ ○
11	日			11	水	5・6年犬童球溪音楽祭 校内研修	○ ○	11	金		○ ○
12	月	スポーツの日		12	木		○ ○	12	土		
13	火		○ ○	13	金	クラブ活動(最終回) 食育の日	○ ○	13	日		
14	水	全校集会 校内研修	○ ○	14	土			14	月		○ ○
15	木	読み聞かせ	○ ○	15	日			15	火		○ ○
16	金	クラブ活動⑤	○ ○	16	月	委員会活動	○ ○	16	水		○ ○
17	土	県人権教育研究会吉球磨大会		17	火	就学時健診	○ ○	17	木		○ ○
18	日	県人権教育研究会吉球磨大会		18	水	児童集会 職員会議	○ ○	18	金	学習発表会(午前) 懇談会	○ ○
19	月		○ ○	19	木	読み聞かせ	○ ○	19	土		
20	火	学年会	○ ○	20	金		○ ○	20	日		
21	水	第2回小中合同教科等研究会(午後)	○ ×	21	土			21	月		○ ○
22	木	移動図書	○ ○	22	日			22	火		○ ○
23	金	クラブ活動⑥⑦(3年見学)	○ ○	23	月	勤労感謝の日		23	水		○ ○
24	土			24	火		○ ○	24	木	2学期終業式 職員会議 月末統計	○ ○
25	日			25	水	校内研修	○ ○	25	金	冬季休業日	
26	月	性に関する指導週間 委員会活動	○ ○	26	木		○ ○	26	土	冬季休業日	
27	火	6年修学旅行 学年会	○ ○	27	金	月末統計	○ ○	27	日		
28	水	6年修学旅行 校内研修	○ ○	28	土			28	月	冬季休業日 仕事納め	
29	木		○ ○	29	日			29	火	冬季休業日	
30	金	月末統計	○ ○	30	月	人権旬間 安全点検	○ ○	30	水	冬季休業日	
31	土							31	木	冬季休業日	
授業日数 20日 給食回数 20回 20 19 生活目標 あったか言葉で仲良く過ごそう				授業日数 19日 給食回数 17回 19 19 生活目標 外で元気に遊ぼう				授業日数 18日 給食回数 17回 18 18 生活目標 身の回りの整理整頓をしよう			

1月				2月				3月			
日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食	日	曜	校内行事	授業 給食
1	金	元日 冬季休業日		1	月	学力充実月間 安全点検	○ ○	1	月	新入見連絡週間 大掃除旬間	○ ○
2	土	冬季休業日		2	火	「緑の流域治水」出前授業(5年)	○ ○	2	火	卒業式全体練習①(6年のみ) 学年会	○ ○
3	日	冬季休業日		3	水	人権集会 校内研修	○ ○	3	水		○ ○
4	月			4	木	中学校説明会 安全衛生委	○ ○	4	木	移動図書(返却のみ)	○ ○
5	火	仕事始め 冬季休業日		5	金	委員会活動(4年見学)	○ ○	5	金	卒業式全体練習②(6年のみ) 委員会活動(最終)	○ ○
6	水	冬季休業日		6	土			6	土		
7	木	冬季休業日		7	日			7	日		
8	金	3学期始業式 学年会 給食週間 安全点検 職員会議	○ ○	8	月	ばくばく週間	○ ○	8	月		○ ○
9	土			9	火	学年会	○ ○	9	火	卒業式全体練習③(4~6年) 学年会	○ ○
10	日			10	水	市教育研究所発表会 安全点検	○ ○	10	水	安全点検	○ ○
11	月	成人の日		11	木	建国記念の日		11	木		○ ○
12	火	性に関する指導週間 生き生き大作戦③ 学年会 6年租税教育 安全点検	○ ○	12	金	薬物乱用防止教室(5・6年)	○ ○	12	金	卒業式全体練習③(4~6年)	○ ○
13	水	食育の日 避難訓練(不審者) 校内研修	○ ○	13	土			13	土		
14	木	読み聞かせ 移動図書	○ ○	14	日			14	日		
15	金	委員会活動	○ ○	15	月		○ ○	15	月		○ ○
16	土			16	火		○ ○	16	火		○ ○
17	日			17	水	町内児童会 縦割り班活動 職員会議	○ ○	17	水	卒業式総練習(4~6年)・職員会議・特別日課(1~3年4時間、4~6年6時間)	○ ○
18	月		○ ○	18	木	読み聞かせ 移動図書	○ ○	18	木		○ ○
19	火		○ ○	19	金		○ ○	19	金	卒業式全体練習④(4~6年)	○ ○
20	水	児童集会 校内研修	○ ○	20	土			20	土		
21	木	校内持久走大会	○ ○	21	日			21	日	春分の日	
22	金	持久走大会予備日	○ ○	22	月		○ ○	22	月	休日	
23	土			23	火	天皇誕生日		23	火	大掃除 修了式 卒業式準備 月末統計	○ ×
24	日			24	水	全校集会(表彰) 校内研修(最終回)	○ ○	24	水	卒業式	○ ×
25	月		○ ○	25	木	学年末PTA 懇談会	○ ○	25	木	学年末休業日	
26	火	学年会	○ ○	26	金	月末統計 お別れ集会・遠足 ちゃれんじ・ザ・お弁当 認定会 一斉下校	○ ×	26	金	学年末休業日	
27	水	代表委員会・フラワー活動 職員会議 一斉下校	○ ○	27	土			27	土		
28	木	新入児体験入学	○ ○	28	日	PTA美化作業		28	日		
29	金	月末統計	○ ○					29	月	退任式 学年末休業日	
30	土							30	火	学年末休業日	
31	日							31	水	学年末休業日	
授業日数 15日 給食回数 14回 15 15 生活目標 もっと落ち着いた生活をしよう				授業日数 18日 給食回数 17回 18 17 生活目標 寒さに負けず生活しよう				授業日数 17日 給食回数 15回 17 15 生活目標 学校を美しくしよう			

年間 197 187

保護者の皆様

わくわくサポーター 大募集

「わくわくサポーター」とは

地域の方々がサポーターとなって、学校の要請に応じて学校の教育活動を応援する人です。

～例えば～

小学校

- ・あいさつ運動
- ・読み聞かせ
- ・グランドゴルフ交流
- ・昔遊び補助
- ・町たんけん引率見守り
- ・裁縫補助
- ・ミシン補助

中学校

- ・あいさつ運動
- ・読み聞かせ
- ・地域文化理解
- ・持久走大会見守り など

※この他にもいろいろな活動があります。



町たんけん引率見守りの様子

活動中にケガや事故が起きた場合は、公民館総合保障制度を適用します。

申込方法

各学校の事務室に置いてある申込用紙、または右側の QR コード
または下記の URL からでもできます。

URL

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSexO8er4SPZ8E4T2-7m6MI9WeX9X8toNq5xLVwcWOS6kSzg2Q/viewform?usp=header>

申込み用 QR コード



「できる人が できるときに できることから」

♥ みなさんのご応募をお待ちしています ♥

事務局

人吉市教育委員会 社会教育課
地域学校協働活動推進員

田代・松舟・岩崎

TEL 22-7028 (直通)

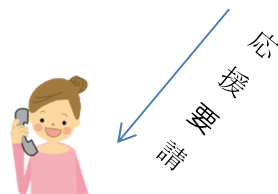
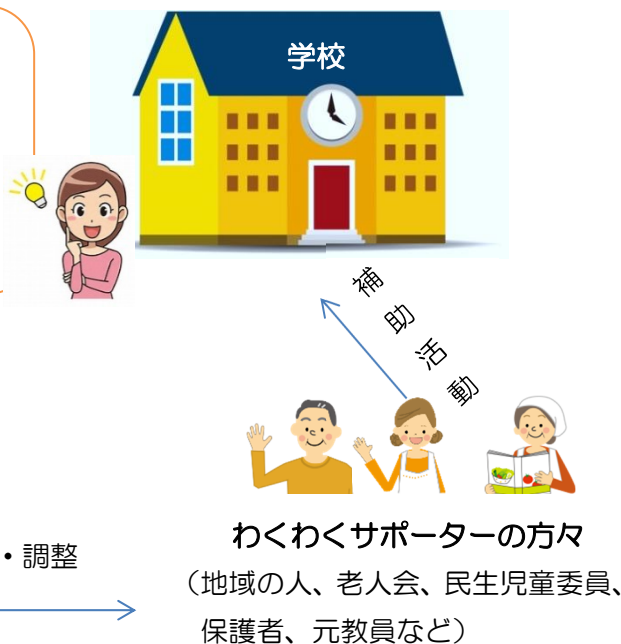
わくわくサポーター

「わくわくサポーター」ってなに？

今日、地域と学校が協働し、未来を担う子供たちの生き抜く力の育成と地域が主体的に地域を創ることが求められています。そこで、具体的な取り組みとして行われているのが地域学校協働活動です。学校から学習応援の要請を受け、地域学校協働活動推進員がわくわくサポーターに連絡調整を行い、先生方と一緒に活動します。人吉市では、令和元年度から全ての小中学校で取り組んでいます。

【学校から地域への依頼の流れ（例）】

- ・校外学習を予定しているけど、国道を通るから安全に活動できるか不安だなあ。
 - ・ミシンを使うとき1班に1人、補助してもらえると学習が深まるな。
- 地域の方に応援してもらおう！！



地域学校協働活動推進員

(人吉市教育委員会 社会教育課)

連絡・調整



わくわくサポーターの方々

(地域の人、老人会、民生児童委員、保護者、元教員など)

令和7年度 ～例えば～



福祉体験



朝顔の植え補助



夏休みの学習補助

子供たちの感想

ミシンの使い方を丁寧に教えてもらったので、早く仕上がりました。

僕は大きくなってから、人のためにできることをやりたいです。

夏休みの学習のおかげで、少し分かるようになりました。

社会科見学でわからないことがあったとき教えてもらって助かりました。

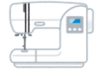


裏面へつづく→

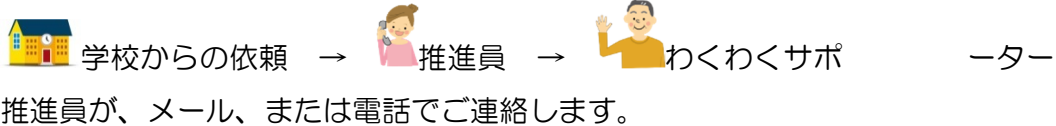
わくわくサポーター

どんな活動がありますか？

読み聞かせ、一斉下校時の見守り、あいさつ運動、校外学習引率（町たんけん、社会科見学、学校の周り調べ）、環境整備（花の苗植え、草刈り、落ち葉掃き、草取り）、教科指導補助（書写、ミシン、水生生物調査、昔遊び、米作り等）、クラブ活動（ウンスンカルタ）、部活動指導補助（剣道）等。



活動までの流れは（学校から地域への依頼の場合）・・・



活動中に怪我をしたら・・・

わくわくサポーター活動は、公民館総合保障制度の対象となり、補償を受けることができます。必要な情報の提供にご協力をお願いします。

わくわくサポーターの申込み方法は？

登録用紙は小中学校、公民館、教育委員会においてあります。必要事項を記入の上、登録用紙が設置してあるところへ提出していただくか、QRコードで申し込みください。後日、事務局からサポーター証を郵送いたします。活動時にはサポーター証を身に付けてください。



資格は必要ですか？

資格は必要ありません。これまでの人生経験を活かしていただくことで、子供たちの学習の機会や幅が広がります。人吉市では、10代から90代の方が登録し、活躍されています。

一人では心細いな・・・

団体登録という制度があります。グループで登録されるとグループの方と一緒に活動に参加することができます。

活動する際のお願い

登録時にお配りする「サポーターの心得」（例えば、個人情報の厳守。子供たちの気持ちの尊重。などなど）を守っていただくようお願いしています。

サポーターさんの感想・想い

できることを少しずつ…。
これからも子供たちと関わりながら、元気をもらいたいと思います。



温故知新。成長を見守っていく。自分も子供たちの話を聞いて成長する。孫がいなくても参加したい。子供を通してのつながりを大切に。

お問い合わせ：人吉市教育委員会 社会教育課（Tel 22-7028 直通
コーディネーター（田代・松舟・岩崎）